

# 高石市教育委員会定例会会議録

(令和3年6月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和3年6月23日 午後5時00分
閉 会	令和3年6月23日 午後5時30分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 教育総務課長代理 : 前 川 恭 徳 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 こ ども 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹 明 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第1号 令和3年度 高石市学校評議員の委嘱について

次長兼 学校教育課長	<p>議案第1号、高石市学校評議員の委嘱について、学校教育課より説明します。</p> <p>本案は、高石市立小学校及び中学校の管理運営規則第3条の4第3項及び高石市学校評議員実施要綱の規定に基づき、学校運営の透明性を高めるとともに、学校の保護者、地域住民等の意向を把握し、その信頼に応え、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的として小中学校にそれぞれ学校評議員を置き、校長の推薦により、教育委員会が委嘱しております。</p> <p>資料の3、4ページに各小中学校長より推薦された学校評議員の候補者名簿を添付していますので、承認いただくものです。</p> <p>なお、任期については、委嘱された日からその日の属する会計年度末日までとなっております。</p>
---------------	---

西中委員	<p>2点お伺いしたいです。</p> <p>1点目は、この評議員候補者名簿の10ある学校の評議員の人数が違います。前にもちょっとお尋ねしたと思いますけれども、特に定数は設けてあるのかどうか。それから、2点目は、いろんな地域でいろんな仕事をなさっている方が選ばれているわけですが、何かこの推薦なさるその仕組みですね。校長さんが推薦して、一応候補として挙げられるのか、それとも評議員を選定する何か基準のようなものがあるのかお伺いしたいと思います。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>先ほど話ししました高石市学校評議員実施要綱の中で、まず1点目の評議員の数は、各校10名以内と規定されていますので、上限は10名で、下限は特にありません。この名簿においては、全校それを満たしているという形にはなりません。ただ、あまり少な過ぎてもなかなか多くの意見を集めることができないであろうということで、学校教育課のほうから各学校の校長に対しまして、おおむね5名以上、評議員の推薦いただくようお願いします。</p> <p>もう1点の選定基準については、この実施要綱の中に「学校運営の透明性を高める」とか、「保護者、地域住民等の意向を把握し」という文言が記述されておりますので、保護者の代表、元PTAの役員や自治会関係の方、また、地域協議会の中でそういったことをしていただける方等に依頼をお願いしているということを聞いています。特に取り決め等はありません。</p>
西中委員	<p>では、校長さんが依頼しているということでもいいんですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>学校長からの推薦を受け、教育委員会のほうで委嘱していますので、あくまでも学校長が依頼しています。</p>
西中委員	<p>教育委員会は、学校長から推薦されてきた方を今まで皆承認されているわけなんですけれども、特に加茂小学校は4名ということで、ちょっと少ないですね。こういうのは教育委員会として指導入れないのですか。やっぱり地域のいろんな方の衆知を集めて学校経営についていろいろ教育的なご意見をいただく方もあるでしょうし、また、批判的な方もいろいろあるかと思いますが、そういうことも含めて、やっぱり4名というのは、ちょっとあまりにも少ないと思います。少なくとも6、7名要るんじゃないかと思いますが、教育委員会の考えとしてはどうですか。</p>
教育部長	<p>今、いただいたご意見は、もったもだと思います。</p> <p>今回、評議員については、こういった形で各学校長のほうから推薦をいただきましたので、何とかこれでご承認をいただきたいと思っていますけれども、当然、特に地域の方々については、学校の見守り隊をはじめ、学校のいわゆる生徒指導のほうの活動の一部にいろいろとご尽力をいただいているということもありますので、できるだけ多くの各分野の地域の方のご意見をいただいた上で学校運営に生かしていきたいということも承知しております。今後もそういった形で人数をもう少し増やしていくよう、教育委員会から各学校長のほうにお願いし、人員をもう少し増やしていくことにしていきたいと思っています。</p>
西中委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>こういう評議員が設けられた性質上、できたら、少なくとも最低6名ぐらいは確保するようにご指導いただけたらありがたい。</p>
採決	<p>可決</p>

・議案第2号 高石市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則の一部

### を改正する規則の制定について

次長兼 社会教育課長	議案第2号、高石市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。 本案は、今年の夏には全ての市立小学校の体育館に空調機器が設置されるにあたり、学校開放事業において、利用者が空調を利用する際の実費を新たに規定するものです。 なお、施行期日については、公布の日としております。
吉村委員	これは、料金に差があるところがあるんですが、これは広さの違いとか、そういうことなんですか。
次長兼 社会教育課長	この金額の差額については体育館の大きさによって空調の台数が異なっております。ちなみに、高石小学校、羽衣小学校、清高小学校は3台で、それ以外は4台となっており、そのために空調を動かすための光熱水費が違いますので、料金に差が出ています。
吉村委員	この料金の支払いは、実際に2時間使ったら後で2時間払うとか、先に払っておくとか、支払方法はどうなるんですか。
次長兼 社会教育課長	事前にプリペイドカードを用意していますので、それを買っていただくことになります。
吉村委員	途中で追加できるんですか。
教育部長	プリペイドカード数枚を先に購入いただき、途中でカードを入れたら1時間分追加で稼働することは可能です。
吉村委員	要するに、定期的に使っているところが事前に購入しとけばいいということですね。
教育部長	そうです。
採決	可決

### ・議案第3号 高石市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

次長兼 社会教育課長	議案第3号、高石市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。 本案は、図書貸出申込書等の様式について、申込書等の押印の見直しによる押印欄の削除に併せ、生年月日の記載方法の変更や性別の削除など、所要の改正を行うものです。 なお、施行期日については、公布の日としております。
吉村委員	生年月日の変更は、西暦化するという事なんですか。どっちでもいいということですか。
次長兼 社会教育課長	従前は、元号が入っていましたが、元号が変わる場合等も考え、和暦でも西暦でもどちらでもかまいませんが、ご自身で記入していただくように改正したものです。
西中委員	この趣旨は押印を省くということが第一の理由ですか。
次長兼 社会教育課長	本市におきましては、現在全庁的に申請・届出等に伴う行政手続を簡素化し、市民等の利便性の向上を図るため、申請書等の押印の見直しを実施しているところです。その一環として、今回の図書の貸出申込書等についても、様式の記入項目の精査が必要と判断し、全様式について精査を行った結果、今般の改正が必要となったものです。
西中委員	押印を省いて市民の利便性を高めていただくのは非常にありがたいことで、これ以外にもいろいろと行っていると思いますけれども、その辺の何か基本的な考え方とか、あるいは現在の進捗状況、分かるところまで結構ですが、ちょっと教えていただけますか。
教育総務課長	市のほうの押印の見直し基準がありまして、施設の利用申込みや関

	覧縦覧の申請書等、対象が不特定の者で、押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの、また、履歴書、住所変更届等、届出事項の変更など単に事実、状況を把握することのみを目的とするもの、また、それ以外でも押印や署名を求める必要性が乏しいもの、この3点について、判こレスの見直しを行うということで、教育委員会においても、現時点で押印から署名に切り替えたものが68件、記名のみで切り替えたものが6件という形で進めております。
西中委員	今、押印をしなくてもいいものについて3点説明いただきました。押印を必ず求めるものは基本的に何か考えていますか。
教育総務課長	押印が必要なものも見直し基準があり、まず一つ目が、契約書、協議書、覚書など双方が記名押印を行う契約書としての性質を持っているもの、二つ目が、入札、見積書、契約代金等の請求事業に係るもの、三つ目が支出負担行為、支出命令の根拠となるもので法人からの請求書や個人からの補助金交付申請書等、支出命令に貼付するもの、4つ目が実印を求めているもの、これらが、押印が必要なものとなっています。それ以外にも、国や府などの法令、条例、通知等により、押印が義務づけられているものは押印が必要となります。
西中委員	今、高石はどのぐらい進んでいるんですか。国のほうもかなり積極的にいろいろ見直しを行っているようなんですが、その辺の進捗状況がもし分かれば教えて下さい。
教育総務課長	すみません。見直しは既実施されていますが、全体の把握のうえ、改めて見直しができるものとか洗い出しをしていきたいと考えています。
西中委員	また、分かった段階でお知らせ下さい。
採決	可決

・議案第4号 高石市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

次長兼 社会教育課長	議案第4号、高石市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。 本案は、公民館使用申請書等の様式について、申請書等の押印の見直しによる押印欄の削除に併せ、使用日時の元号の削除など所要の改正を行うものです。 なお、施行期日については、公布の日としております。
西中委員	議案第3号、第4号共に押印を省くということに関する規則の改正なんですが、これ、市役所のほうはかなり進んでるようにお見受けするんですが、学校現場で保護者とのいろんな文書のやり取りとか、そういう学校現場での押印の廃止について、教育委員会としては何か指導をされているのかどうか、その辺をお聞かせ下さい。
次長兼 学校教育課長	学校現場での押印となりますと、学校と保護者の間でのやり取りの中でということになってきます。学校現場で使用しているものは、例えば、規則等で定めた様式ではないものがすごく多く、それぞれの学校独自の様式を使っていることが多くなっていますが、そういったものについても、押印の見直し等の話が出たときに、保護者の皆様の利便性を考えて、廃止できるもの、省けるものがあれば検討していったほしいという指示を出しております。 ただ、保健関係でしたら教育委員会で様式を決めて行っていますが、その他の様式は、各学校独自の様式が非常に多くなっていますの

	で、そういうものについては、学校教育課のほうで、こういうものを省いたとか、こういうやり方に変更したとかという情報を今年1年間しっかり集め、各学校に情報共有して、保護者の利便性第一に考え、対応していきたいと考えています。
西中委員	今、いろいろ調査なさっているようですが、教育委員会としても、学校現場でこれは絶対に押印を取れというようなものがあれば、現場に指示し、それ以外は学校ごとにそれぞれ考えていただくことになると思いますけれども、そういうこと考えてなさらないんですか。
次長兼 学校教育課長	押印の省略を考えていくことを学校に指示を出した際に、同時に学校に伝えさせてもらったのが、証明とお金に係ることについては省きにくいだらうと話させていただいています。その他の部分で省けるところをまずは考えていってほしいということで、学校のほうの判断基準とするように伝えています。
採決	可決

・報告第1号 高石市教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価委員の委嘱について

教育総務課長	報告第1号、高石市教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価委員の委嘱について、高石市教育委員会通則第3条第2項に基づき、21ページのとおり報告するものです。 委嘱した点検評価委員の方は、小谷先生、梨木先生、奈良先生に引き続きご依頼するものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、23ページ記載の学校教育課1件、社会教育課7件、こども家庭課1件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和3年5月12日から令和3年6月22日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。